

# 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン

## 実施マニュアル（まち歩き点検等編）

### < 目 次 >

第1章 教育啓発特定事業について

第2章 実施マニュアル（バリアフリー教室編）

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第3章 実施マニュアル(まち歩き点検等編) ..... | 1  |
| 3-1 まち歩き点検等の意義と目的 .....     | 2  |
| 3-2 まち歩き点検等の進め方 .....       | 3  |
| 3-3 企画におけるポイントと留意事項 .....   | 5  |
| 3-4 具体的な実施方法 .....          | 9  |
| 3-5 フィードバック .....           | 12 |
| 3-6 多様なまち歩き点検等の取組 .....     | 15 |

第4章 実施マニュアル（シンポジウム・セミナー編）

第5章 実施マニュアル（適正利用等の広報啓発編）

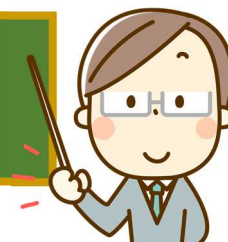
## 第3章 実施マニュアル（まち歩き点検等編）

### 3-1 まち歩き点検等の意義と目的

【主な対象】

●市町村担当者

まち歩き点検は、地域住民や施設管理者と障害当事者等が一体となり、障害の有無に関わらず、参加者全員がバリアフリーについて考え理解を深める参加型のイベントです。



#### ここがポイント💡

- 👉 障害当事者と同じ目線で、現地において実際に社会の側にあるバリアを体験し、障害当事者が日常生活を営む上でのまちの具体的な問題・課題を点検・共有するとともに、課題解決のための実践方法を考える「心のバリアフリー」を推進するためにまち歩き点検等を実施します。
- 👉 多様な関係者（地域住民、多様な障害当事者、施設管理者等）でグループを構成することで、それぞれの立場から見た困りごとを発見し、社会的障壁を取り除くために参加者それぞれがどこでどのような取組ができるのかといったハード・ソフトの解決策を障害当事者とともに考えることが重要です。

#### ◆ まち歩き点検等の実施について

これまでもまちのバリアフリーに関する課題設定や情報収集・提供のためにまち歩き点検等が実施されてきましたが、**まち歩き点検等の取組は、障害当事者とともに課題解決のための実践方法を考える「心のバリアフリー」の推進を目的として実施することも有効**です。また、令和2年のバリアフリー法改正により新たに位置づけられた「教育啓発特定事業」としてこのような取組を実施することにより、**関係する施設管理者や学校等と連携しつつ、計画的にまち歩き点検等を実施**することができます。

※本マニュアルでは、まち歩き点検について、フィードバック等のアウトプットまでの流れを含めた取組全体の考え方を示しているため、原則としてまち歩き点検「等」と記載します。

#### ◆ 本マニュアルについて

本マニュアルは、まち歩き点検等の実施に関し、企画、実施、フィードバックの各段階における進め方・留意点を事例とともに整理し、**標準的な実施手法等を示すもの**です。

本マニュアルの実施手法を参照しつつ、ハード面におけるバリアフリーの進捗状況や地域の実状（障害当事者のニーズ等）に応じて、**創意工夫を凝らした多様な取組**が実施されることが期待されます。

なお、まち歩き点検等により得られたフィードバックを、バリアフリー情報の提供につなげる方法については、「みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル」（令和2年3月、国土交通省）を参照して下さい。また、バリアフリー情報の提供は、移動等円滑化促進方針やバリアフリー基本構想における課題設定の具体化、スパイラルアップにおける参考資料等として活用することも有効です。

## 3-2 まち歩き点検等の進め方

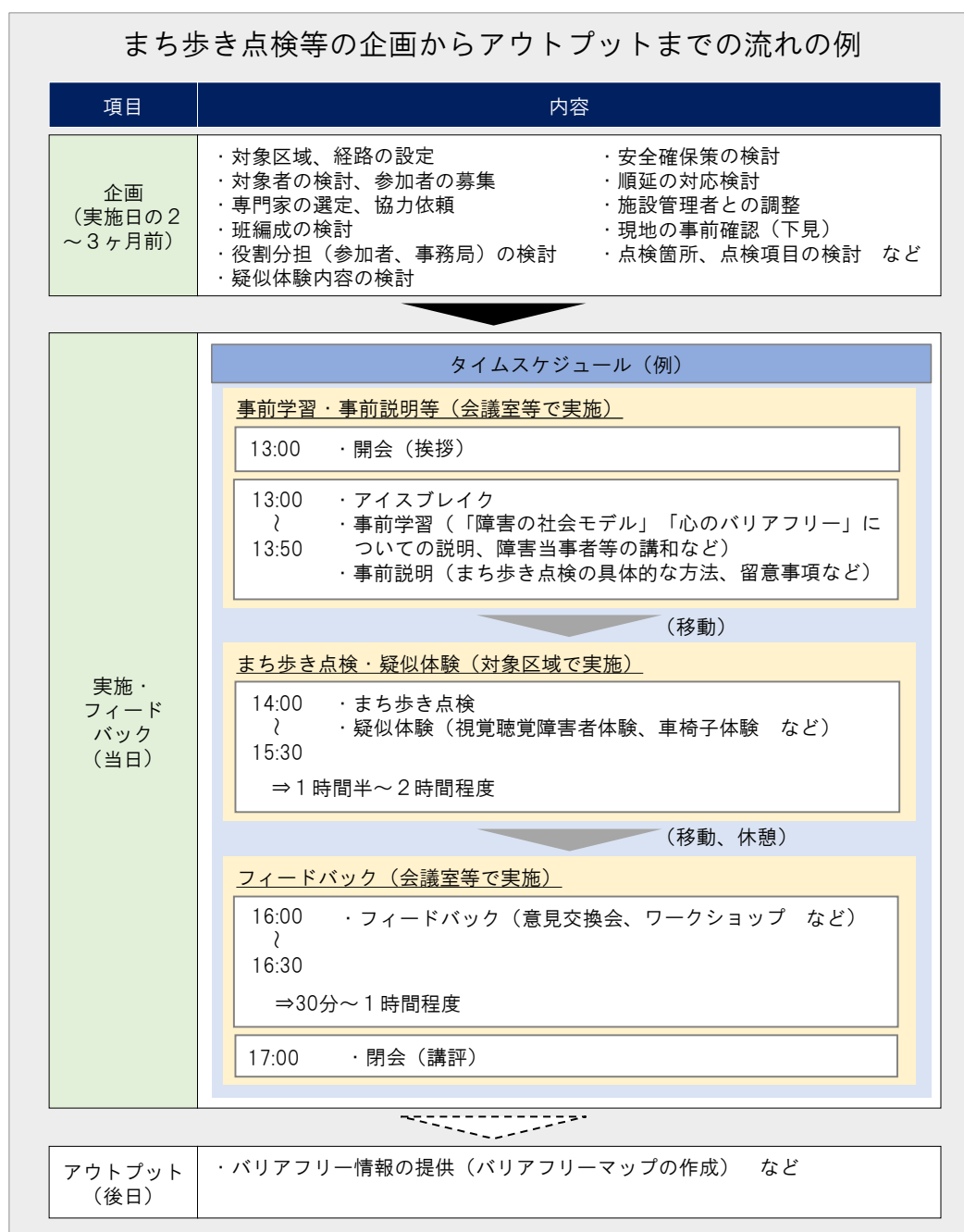
### 【主な対象】

- 市町村担当者 ●事業実施主体
- 施設管理者・学校等の連携主体

### ◆ まち歩き点検等の実施手順の全体像

まち歩き点検等は、**企画、実施、フィードバック**の流れで進めることが一般的です。企画の検討は、関係事業者等との調整や現地の事前確認を実施することを想定し、**実施日の2～3ヶ月前**に始めることが望ましいと考えられます。まち歩き点検等の実施当日は、**まち歩き点検を1時間半～2時間程度行い、フィードバックを30分～1時間程度行う**などの流れが一般的です。

なお、まち歩き点検等を学校連携教育事業として実施する場合の留意点は「3-6 多様なまち歩き点検等の取組 ◆ 学校教育と連携したまち歩き点検等の実施」を参照してください。



## ◆ 効果的なまち歩き点検等の実施

まち歩き点検等は、事前学習やフィードバックも含めた理解増進を図ることが目的ですので、例えば「バリアフリー教室」（詳細は第2章参照）や「心のバリアフリー研修」（詳細は第4章参照）等のすでに実施されている教育啓発活動や学校と連携して行うことが有効です。

また、まち歩き点検等は、ハード面のバリアフリーの課題を確認するだけでなく、地域で「障害の社会モデル」の考え方を理解し、「心のバリアフリー」についての意識を醸成するための取組でもあります。そのため、例えば点検対象とする施設・設備や参加者を変更しながら、定期的（年1回程度等）に実施するといった継続的な取組とすることが望まれます。

### 学校連携教育事業として実施する場合のポイント

○特に、小中学校の児童生徒を対象としてまち歩き点検等を実施する場合には、一般的なまち歩き点検等を実施する場合とは異なり、児童生徒の安全への対応や授業スケジュール等の企画にあたり、よりきめ細やかな調整が必要となることに注意が必要です。特にまち歩きのためには、授業時間を連続して複数コマ確保するため、他授業との調整が必要になります。

○企画段階においては、学校の教員等の負担にも配慮しつつ、事前に教員等から、障害をかかえる児童生徒の有無や児童生徒の特徴、安全確保等における心配ごと等を丁寧にヒアリングしながら調整することが必要となります。

○また、小中学校において、授業でまち歩き点検を行う場合、例えば「総合的な学習の時間」と関連を図って実施することも想定されますが、その際には探究的な学習の過程に適切に位置付けることが必要です。企画にあたっては、各教科等の特質に応じて、教育課程上の位置づけや児童生徒の発達の段階を考慮するとともに、「心のバリアフリー」の理解度を丁寧に確認しつつ、理解度等に  
応じて実施内容を工夫する必要があります。

○児童生徒がまち歩きで得た気づきを話し合い、取りまとめて発表し、まちの課題に対して児童生徒自身ができることを考える機会を設けましょう。取りまとめるためには、児童生徒同士の発表や質疑を含めて1～2時間程度必要になります。

また、児童生徒がまち歩きで得た気づきを、バリアフリーマップとして紙やデジタルでまとめ、発信を行うことで、児童生徒に対して社会とつながる機会を作ることができると共に、まち歩きへの積極的な参加を促すことができます。

### 3-3 企画におけるポイントと留意事項

【主な対象】

●市町村担当者 ●事業実施主体

まち歩き点検等の実施手法を検討する段階では、主に点検等を実施する対象施設（区域）・経路や点検項目、参加者、事前学習やフィードバックの内容等について検討する必要があります。



#### ここがポイント💡

- 👉 対象施設（区域）・経路は基本構想の生活関連施設・生活関連経路を基本に設定し、当該施設・経路に応じて必要な点検項目を検討します。また、実施にあたってはさまざまな障害当事者を含む多様な関係主体と連携し、事業を実施することが有効です。
- 👉 障害や心のバリアフリーに関する正しい理解のため、事前学習やフィードバックの実施にあたっては、適切な専門家等の支援を得ることが考えられます。

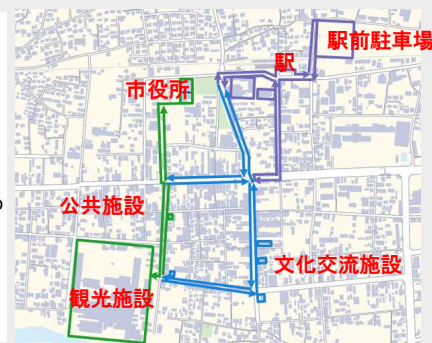
#### ◆ 対象施設・経路の設定

まち歩き点検等の対象施設・経路は、**基本構想の重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路等が基本**となります。このほか、必要に応じて、重点整備地区外の高齢者・障害者等が日常的に利用する施設等を含めることや、生活関連施設の職員や重点整備地区の住民以外の者が利用する経路等を含めることも考えられます。（「重点整備地区」「生活関連施設」「生活関連経路」については『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』6-3、6-4を参照してください。）

対象経路については、当日の参加者を必要に応じて複数の班に分け、**班ごとに概ね1km程度（または半径300m程度）以内を目安として設定**します。対象経路がこれ以上の距離となる場合には、参加者の歩行能力等に個別に配慮し、すべての対象経路の点検に参加することが困難な参加者については対象経路の一部の参加にとどめることや、定期的に休憩をとることなどの柔軟な対応を検討します。

#### ○ 調査エリア

- 最寄駅から目的地までとする
- 調査エリアを検証するために、まち歩き点検実施前に下調査を行う
- 自治体と調整の上、班数分の調査ルートを作成する
- 道路は段差・傾斜・信号に配慮し、車いす使用者でも無理なく通れる道を選択する
- 公共施設内のトイレやエレベーター等も調査できるとよい
- 1.5Hで調査できる範囲は半径300mぐらい



対象区域と経路の設定例



## ◆ 点検項目の設定

対象施設・経路において、**まち歩きにより点検すべき箇所及び内容**を設定します。点検項目の設定にあたっては、事前に現地確認を行い、あらかじめ調査すべきポイントを把握します。

複数の班により実施する場合は、**原則として対象経路の距離や点検項目等が班ごとに偏らないように設定**することが望ましいですが、必要に応じて、班ごとに対象経路の距離や点検項目等に違いを設けることも考えられます。

| 区分  | 調査箇所    | 点検項目                                                                                                                        |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歩道等 | 歩道      | ・歩道<br>・幅員<br>・傾斜<br>・段差<br>・舗装（ひび割れなど）<br>・路面の凹凸状況<br>・グレーチングの隙間間隔<br>・誘導ブロック<br>・交差点における警告ブロック<br>・障害物<br>・屋根<br>・動く歩道 など |
|     | 階段      | ・手すり<br>・スロープ<br>・エレベーター、エスカレーター など                                                                                         |
|     | 交通安全施設  | ・横断歩道<br>・エスコートゾーン<br>・音響式・押しボタン式信号機<br>・青信号時間の長さ<br>・踏切<br>・地下通路<br>・歩道橋 など                                                |
| 施設  | 出入口     | ・段差<br>・スロープ<br>・自動扉 など                                                                                                     |
|     | 通路等     | ・通路の広さ<br>・視覚障害者誘導用ブロック<br>・案内表示<br>・音声案内<br>・点字表記<br>・階段路面端部の色彩<br>・手すり<br>・エレベーター など                                      |
|     | トイレ     | ・案内表示のわかりやすさ<br>・車椅子使用者対応トイレ<br>・オストメイト対応設備<br>・多様な障害当事者に<br>対応した設備の有無<br>・乳幼児対応設備 など                                       |
|     | エレベーター  | ・エレベーター<br>・車椅子使用者対応（操作盤の高さ、広さ）<br>・視覚障害者対応（点字・音声案内）など                                                                      |
|     | エスカレーター | ・エスカレーター など                                                                                                                 |
|     | 駐車場     | ・車椅子使用者用駐車施設等 など                                                                                                            |
|     | その他     | ・自動販売機における低位置補助押ボタン<br>・AED など                                                                                              |

## ◆ 参加者の決定

まち歩き点検等は、**市町村等の担当部局、施設管理者の担当者等のほかに、地域住民**（参加者を広く公募している例もあります）**や、高齢者・障害者等の当事者の参画を得ることが必要**です。特に高齢者・障害者等については、「対象施設・経路にどのようなバリアがあるのか」という具体的な状況に応じて、障害の主な特性と必要な情報を確認する観点から、車椅子使用者、視覚・聴覚障害者、内部障害者、知的障害者（親の会等の支援者を含む。）、妊産婦及び乳幼児連れ、高齢者等、**多様な方々の参画**が望まれます。

なお、参加者を決定するにあたり、理解を深め共感を得る観点から、**地元の障害当事者等の積極的な参加を呼び掛ける**ことも有効です。

## ◆ 多様な関係主体との連携

多様な関係主体の積極的な参加を促し、事業実施後の各関係者の障害理解の取組・実践を進める観点から、右のような**関係協議会や関係団体等と連携**することが有効です。また、事業実施にあわせて**広報活動等**を行う事例もみられます。

### 【多様な関係主体との連携の例】

- ☞ 学校・教育委員会（学校連携教育事業の場合）
- ☞ 関係協議会（関係施策の検討主体）
  - ・**バリアフリー法に基づく協議会や構成員である各関係者**のほか、福祉のまちづくり協議会、社会福祉協議会、地域公共交通活性化協議会等と連携し、市町村がまち歩き点検等を実施する例があります。
- ☞ 関係団体
  - ・障害当事者団体のほかに、子育て支援団体、老人クラブ、地域のボランティア団体、市民団体、自治会、民生委員等と連携し、市町村がまち歩き点検等を実施する例があります。
- ☞ 行政内部の関係部局
  - ・市町村が事業実施主体となる場合には、福祉関係部局や都市計画部局に限らず、交通政策部局や公共施設管理部局、市町村の特性や実施目的等に応じて、教育部局や観光部局など、さまざまな部局が参加する例があります。
- ☞ その他
  - ・地域の福祉サービス事業者、公共交通事業者等の特定事業を実施する事業者等に参加や協力の要請を行うことも考えられます。

## ◆ 事前学習やフィードバックを支援する専門家等

まち歩き点検等を「心のバリアフリー」に関する理解に適切につなげるためには、事前学習における講師やフィードバックにおけるファシリテーターとしての関与をはじめ、企画段階における対象施設・経路の設定等において必要な助言を得るなど、**実施目的に応じた適切な専門家等の支援を得ることが必要**です。専門家の選定にあたっては、「心のバリアフリー」等に関する知識・経験はもちろんですが、地域との関係性等も考慮して選定する必要があります。

### 【まち歩き点検等の専門家等の例】

- ☞ 多様な障害当事者                      ☞ 学識経験者
- ☞ 社会福祉士  
車椅子の使用方法などを、社会福祉士にレクチャーしてもらう例があります。
- ☞ 民間のコンサルタント企業等（委託）  
まち歩き点検等の企画・運営や、事前学習における「心のバリアフリー」の説明、フィードバックの司会進行などを、民間のコンサルタント企業等に委託する例があります。
- ☞ この他、障害のある状態等の体験会を実施している社団法人や、障害者の生活上の支援に関する研修会を実施している社会福祉法人に参加いただくことも考えられます。

### 事前学習に活用可能な参考資料（心のバリアフリー、障害の社会モデル等）

「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材（内閣官房、平成29年）

障害者など異なる条件を持つ多様な人々とコミュニケーションをとる際に、知っておきたい知識や心の持ち方を、分かりやすく学ぶことができる入門教材です。  
『メッセージ編』、『「バリア」とはなんだろう？』の2部構成になっています。



URL (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020/suishin/honbu/udsuisin/program.html>)

ユニバーサルデザインの街づくりとバリアフリーの推進（国土交通省、令和3年）

交通バリアフリー法制定から20年が経過し、これまでのバリアフリー化の成果及び「心のバリアフリー」や「当事者参加」等の今後の課題を示したバリアフリー広報啓発パンフレットです。



URL ([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html))

こころと社会のバリアフリーハンドブック（国土交通省、令和元年）

主に中学生を対象とした、「障害の社会モデル」を習得し、心のバリアフリーについて学習するハンドブックです。  
ハンドブックを用いた授業用として、解説や補足資料を追加した教師用解説書もあります。



URL ([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html))

心のバリアフリーノート（文部科学省、令和元年）

児童生徒が「心のバリアフリー」に関する理解を深めることができるように作成された資料です。  
「小学生用」と「中高生用」の2種類があり、それぞれ指導者用の解説書もあります。



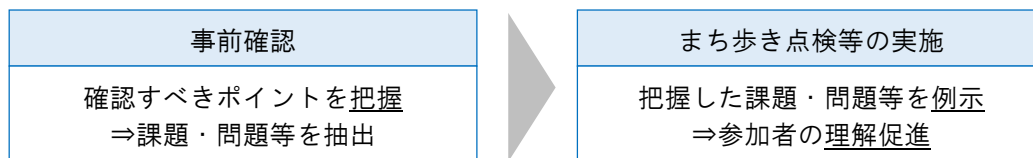
URL ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1394142.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm))

## その他の実務的な留意事項

そのほか企画段階において、実務的には以下のような留意事項があります。

### ●事前確認

まち歩き点検等の実施前に、効率的な実施や安全確認を目的として、原則として対象施設・経路の事前確認等を実施する必要があります。所要時間等の進め方の確認とともに、実施当日にどのようなポイントを確認すべきかを抽出し、事前学習や実施当日に事前確認で把握した課題・問題等を例示できると効果的です。



### ●天候不順等の場合の順延の対応（連絡方法や順延スケジュールの確認）

### ●班編成

まち歩き点検等の班編成は、安全確保の観点から10名程度以内の構成を基本とし、障害当事者、行政職員等をバランス良く編成する必要があります。また、緊急時に現場での対応・連絡調整が可能な実施主体の参加者を、少なくとも1名は配置します。（参加者が児童生徒等の場合の例については、15ページの「◆学校教育と連携したまち歩き点検等の実施」を参照してください。）

### ●役割分担

#### 【当日の役割分担の例】

##### ☞参加者の役割分担

- ・リーダー ⇒ 輪番の場合のローテーションの指示等を行います。また、決められた時間内にまち歩き点検ができるよう、時間を考慮しながら、班の誘導を行います。
- ・計測 ⇒ 確認されたバリア等の実寸・勾配等の測定を行います。
- ・撮影 ⇒ 点検箇所や調査風景等を撮影します。
- ・記録 ⇒ 参加者のコメント等を記録し、フィードバックに活用します。

##### ☞実施主体の役割分担

- ・情報提供 ⇒ 事前確認で確認した課題・問題等の例示や、見落とし箇所の補足等を行います。
- ・誘導 ⇒ 対象経路の案内・誘導等を行います。
- ・サポート ⇒ 安全への配慮や、必要に応じて障害当事者のサポート等を行います。

### ●施設管理者との調整

施設・設備への立入りが必要な場合には、実施当日に立入りが可能な範囲や施設管理者の同行の必要の有無等について、事前に施設管理者と十分に調整することが必要です。

特に、鉄道駅の改札口やホーム等をまち歩き点検等の対象とする場合には、鉄道利用者の支障とならないよう十分に注意することや、列車接近時の対応（安全確保）などさまざまな留意点があるため、鉄道事業者等と十分な調整が必要となります。

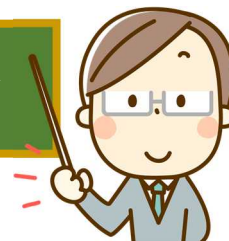


### 3-4 具体的な実施方法

【主な対象】

- 市町村担当者 ●事業実施主体
- 施設管理者・学校等の連携主体

まち歩き点検等は、事前学習及び事前説明、まち歩き点検の実施、実施結果のフィードバックの流れで実施します。



#### ここがポイント💡

- 👉事前学習を実施しない例もみられますが、障害や「心のバリアフリー」についての適切な理解に基づくまち歩き点検等の実施が必要となることから、参加者に事前に十分な理解がある場合を除き、原則として事前学習を実施する必要があります。
- 👉まち歩き点検の実施にあたっては、事前学習による理解を前提として、疑似体験等を実施することが、より理解の増進につながります。

#### ◆事前学習

事前学習は、「心のバリアフリー」等についての理解を深めることを目的として、**まち歩き点検等の実施にあたって気付きを得るためのきっかけづくりや、障害当事者等による実体験の紹介等を、座学形式で実施**することが一般的です。事前学習にあたっては、参加者の理解度等に応じて学習内容を検討することが必要です。

また、必要に応じて、まち歩き点検等の実施のみでは理解しにくいような**見えにくい障害**（知的障害、精神障害、内部障害等）についても学習し、**障害の内容ごとに外出時や日常生活上の困難が異なることを理解してもらうこと**も考えられます。

#### 事前学習のポイント

##### ●きっかけづくりのポイント

事前学習では、社会福祉協議会や学識経験者の協力を得ることが効果的です。例えば、事前学習を通して、障害は人ではなく、環境にあるという「障害の社会モデル」の考え方を学ぶことが考えられます。

また、困りごとは人それぞれ異なるため、コミュニケーションが大切であることを理解してもらうことも重要です。

##### ●実体験の紹介のポイント

実体験の紹介にあたっては、地域の課題を共有する観点から、可能な場合にはその地域の障害当事者等に講和等を依頼するのが望ましいと考えられます。

実体験の紹介を通じて、以下のようなポイントを理解してもらうことが重要です。

- ✓障害のある方が日常生活で困っていること、また必要としていることは何か
- ✓道路、建物、駅などにおいて物理的に生じるバリアは何か
- ✓生活や移動に欠かせない情報が提供されていないことで生じるバリアは何か
- ✓社会の側の環境整備や支援によりどのような行動が可能となるか
- ✓障害のある方に対する差別、偏見、理解不足による誤解により生じるバリアは何か

## 学校連携教育事業として実施する場合のポイント

○事前学習においては、難しい内容を避け、イラストや写真などを用いて分かりやすい内容とするとともに、車椅子の乗り方など基本的な事項も含めたカリキュラムとするように工夫します。また、障害当事者を講師として、児童生徒と障害のある方との対話を行うことや身近な障害について児童生徒に考えてもらう機会を設けることが有効です。

○まち歩き点検の実施にあたっては、目的場所までの移動等に時間を要することを考慮しつつ、連続して1時間半以上の時間を確保することが必要となります。また、学校の授業において実施する場合、時間の延長等が困難な場合がほとんどであり、参加児童生徒が予定していたまち歩き点検の内容を必ず時間内に終わらせるように、スケジュールに余裕を持たせる、まち歩き点検の対象経路を完了可能な範囲に限定するなどの柔軟な対応が必要となります。

### ◆ 事前説明

事前説明では、まち歩き点検の具体的な実施内容、対象施設・経路、スケジュール、役割分担等について説明します。事前説明にあたっては、あらかじめ対象施設・経路の事前確認で得た情報や障害当事者等から寄せられている具体的な意見等を紹介し、まち歩き点検の実施によるさまざまな気付きを促すような説明を行う工夫が必要です。

また、お互いの声かけなど、まち歩き点検等の現場における安全確保のための注意事項について説明します。

### ◆ まち歩き点検の実施

まち歩き点検により対象施設・経路のバリアとバリアフリーの状況を確認します。

まち歩き点検においても、必要に応じて疑似体験や介助体験を組み合わせることにより、まちのバリアやバリアフリーについてより理解を深めることができます。

#### 【疑似体験の例】

- ・視覚障害者の体験 ⇒ アイマスクの着用や白杖の使用による歩行等の疑似体験や視覚障害者を誘導する介助体験を実施します。
- ・聴覚障害者の体験 ⇒ 耳栓やヘッドホンを装着した歩行等の疑似体験や聴覚障害者を誘導する介助体験を実施します。
- ・車椅子の利用体験 ⇒ 車椅子を利用し移動等を行う疑似体験や車椅子を押す等の介助体験を実施します。

## まち歩き点検等の円滑な実施のための実務的なポイント（安全対策等）

特に疑似体験を組み合わせる場合には、安全への適切な配慮のため、必要に応じて専門家（例えば車椅子の利用体験を実施する場合には社会福祉士など）の意見を確認しながら実施するとともに、事故等について保険の適用を確認します。

また、安全への配慮については、通行する車両等に対する安全だけでなく、熱中症や新型コロナウイルス感染症（体験人数の少人数化）等の対策についても留意が必要です。

また、まち歩き点検等の実施当日には、案内者のほかに介助員や手話通訳者を配置する事例や、筆談ボードを準備するなど参加する障害当事者等が意見を言いやすい環境づくりに努める事例があります。

なお、車椅子使用者や白杖の利用者などが参加する場合には、サポート役を用意することや、必要に応じて移動用福祉車両等を手配することも必要となります。

## 学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- 小中学校の児童生徒を対象に実施する場合には、特に安全への配慮が重要となります。班編成は少人数（可能な限り5～6名以内につき大人を配置）とし、体調不良等にも迅速に対応できるよう、教員等と連携して各班の実施状況を丁寧に見守ります。P T Aと協力して付き添いの大人を確保する事例も見られます。
- まち歩き中に気づいたポイントを、学校で児童生徒に支給されているタブレット等を用いて撮影しておく、まち歩き後のフィードバックやまとめの際に活用することができます。

## ◆ 実施結果のフィードバック

まち歩き点検の実施結果についてはワークショップ等で気づきを共有し合う参加者へのフィードバックの機会を設けることが必要です。ワークショップでは、例えば大きな白地図等に参加者等が調査結果や意見を書き込み、撮影した写真を貼り付け、班ごとの気づきの発表や意見交換などを行う取組が一般的に実施されています。

まち歩き点検等の成果としては、以上のように参加者が確認したバリアの状況を共有して解決策を考えることだけでなく、「心のバリアフリー」の視点から、共生社会において必要な対応等について、参加者が日常的にできることや、自分自身の行動が障壁となっていることがないか等について気づきを得ることも大きな意義の一つです。

## デジタルを活用したバリアフリー情報の共有（歩行空間ネットワークデータ）

まち歩き点検で点検した情報を、白地図ではなく、タブレットやスマートフォンのアプリ等を使って、情報を地図上にまとめる方法も有効です。

タブレットやスマートフォンのアプリ等で、点検したバリアフリー情報を記録することで、収集した情報を自治体のGISシステムに取り込んで公開する等、活用の幅を広げることができます。

また、紙の場合と異なり、工事などで状況が変わった場合でも、変更があった場所の情報を修正するだけで済むため、情報のアップデートも容易に行うことができます。

国土交通省では、歩道や施設のバリアフリー情報を収集するために、歩行空間ネットワークデータ整備ツールを公開しています。このツールを使って、まち歩き点検で点検したバリアフリー情報を入力してみましょう。

### ● 歩行空間ネットワークデータ整備ツール

歩行空間ネットワークデータ整備ツールとは、国土地理院の地図を背景に、歩行空間ネットワークデータ（歩道等のデータ）及び施設データの作成ができるWebアプリです。

当整備ツールを使用することで、歩行経路上にあるバリアの情報や施設のバリアフリー対応状況等を地図上に直接入力することができ、手軽に歩行空間上のバリアフリー情報を整備することができます。

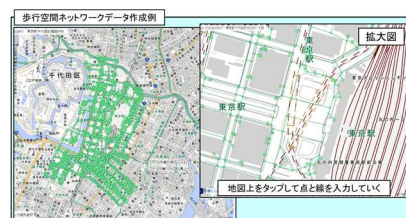
歩行空間ネットワークデータ整備ツールで歩道等の情報を入力するときは、地図上で入力したい歩道等のある場所・区間にリンクと呼ばれる線を引き、段差の有無や幅員の広さ等の情報を入力していきます。まち歩き点検の中で情報を入力する場合は、事前確認（下見）の際に調査予定の経路のリンクを引いておくと、まち歩き点検当日の調査がしやすくなります。

詳しい内容は、国土交通省で施策紹介をしている下記URLからサイトをご覧ください。整備ツールの利用方法や利用時に必要な申請手続きを掲載しております。

※整備ツールは無償で提供しております。

サイト名：歩行空間ネットワークデータ整備ツールを利用する

URL⇒ [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku\\_soukou\\_mn\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000008.html)



歩行空間ネットワークデータ整備ツールの画面例

### 3-5 フィードバック

#### 【主な対象】

- 市町村担当者 ●事業実施主体
- 施設管理者・学校等の連携主体

まち歩き点検により確認したバリアとバリアフリーについて、ワークショップ等により参加者がどのような気づきを得たかを確認するとともに、ハードだけでなくソフトでの解決策等を議論し、参加者等の相互理解を深めます。障害の特性等によっても感じるバリアは異なるため、さまざまな視点から振り返りを実施します。



#### ここがポイント

フィードバックにおいては、参加者が意見を言いやすい雰囲気づくりをするとともに、多様な意見について議論し相互理解を深める観点から、可能な限り意見に偏りが生じないように、各参加者に均等に意見を求める配慮が必要です。

#### ◆ フィードバックの観点

参加者の理解を深めるためのワークショップ等を開催し、まち歩き点検の実施結果をフィードバックするにあたり、まち歩き点検により確認したバリアとバリアフリーについて、**ほかの施設でも同様の対応が必要となる項目等も含めて意見を整理**します。

このほか、例えば、市町村等が事後に**アンケート等で意見を募り、今後の施策のための基礎資料**とすることや、フィードバックとして**複数回のワークショップを開催することで、参加者のより深い気づきを得る**取組も行われています。さらに、フィードバックの内容を整理した上で、**報告会等として参加者を含む地域住民へ今後のまちのバリアフリーのあり方を共有**する取組もみられます。

また、まち歩き点検とそのフィードバックを継続的に実施することにより、まち歩き点検等で得られた**フィードバックがまちのバリアフリーに適切につながっているかを再検証**し、地域住民等の**当事者目線でバリアフリーのまちづくりにつなげていく**ことも効果的です。

#### 【ワークショップにおけるフィードバックの観点的例】

- ①支障となっている点はどこか（ネガティブな意見に偏らないよう配慮が必要です。）
- ②良い点はどこか
- ③考えられる解決策は何か（参加者自らが日常的にできる解決策も含めて課題を共有します。）

#### 【アンケート項目の例】

- ・障害当事者の講和を聞いた感想
- ・まち歩き点検に参加して気づいたこと・考えたこと
- ・疑似体験の感想
- ・今回の点検で、特に印象に残っている箇所
- ・今回の点検箇所以外で、まち歩き点検が必要だと思う箇所
- ・まち歩き点検に参加したことによる障害・共生社会への理解・関心の変化
- ・「心のバリアフリー」を普及させるために取り組んでみたいこと など

※まち歩き点検の目的や内容に応じて、適宜調整等が必要です。



## 意見交換会（ワークショップ）の実施事例 ＜奈良県香芝市＞

香芝市では、バリアフリー事業の実績評価の時期に合わせ、重点整備地区内にある鉄道駅及び主要な経路について、平成 31 年 2 月に「現地点検調査（タウンウォッチング）及び意見交換会（ワークショップ）」が開催されました。

意見交換会（ワークショップ）では、現地点検結果について整理し、2 ルート 2 グループずつに分かれて発表が行われました。

様々な立場の方からの意見があり、意見交換会（ワークショップ）によって、それぞれの施設が有するバリアフリー上の課題や、利用者の立場に立った整備の必要性などが明確になりました。

（17 ページの「◆

基本構想のスパイラルアップ等の既存施策の展開につなげる取組」の事例も参照してください。）



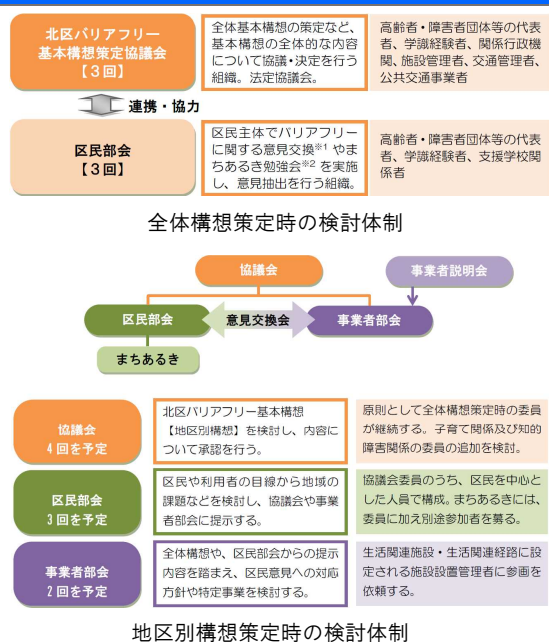
## 部会の設置により関係者間の対話を促進する取組事例 ＜東京都北区＞

東京都北区では、平成 27 年度に区のバリアフリーの基本方針や考え方を定めた「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」が策定され、平成 28 年度から平成 30 年度には、各地区における重点整備地区や生活関連経路等の設定及び実施する事業内容を定めた「北区バリアフリー基本構想【地区別構想】」が策定されました。

全体構想の策定時には、法定協議会に加え、区民主体でバリアフリーに関する意見交換やまち歩き勉強会を実施し、意見抽出を行う「区民部会」が設置され、相互に連携・協力する体制が構築されました。

また、地区別構想の策定時には、区民意見への対応方針や特定事業を検討する「事業者部会」が設置され、「区民部会」と「事業者部会」の合同意見交換会なども実施されました。

行政、地域住民、事業者など関係者間の対話を促進することで、地域住民の意見をバリアフリーのまちづくりに適切につなげるとともに、事業者への当事者意識の醸成にも効果が期待できます。



## ◆ 効果的なフィードバックの手法

フィードバックのポイントは、**参加者一人一人に「心のバリアフリー」についての当事者意識を醸成すること**です。

具体的には、どこで、どのような高齢者、障害者等に、どのような困りごとが生じるか等についての気づきを参加者間で共有し、施設管理者や市町村によるハードの解決策（対策に時間を要するもの）だけでなく、参加者自らによるソフトの解決策として、どのようなものがあるのかを議論します。議論を通じて、参加者が社会の側にあるバリアを理解し、**市民が主体的に活動・参画するにはどのようなきっかけがあるのかを考えるとともに、バリアフリーが障害当事者等だけでなく、誰もが生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりにつながる**ことについての理解を促すことが有効です。

また、まち歩き点検等の実施だけでなく、事前学習をもとに**見えにくい障害**に対する理解を深めることも重要です。



## 学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- 小中学校を対象として実施する場合、参加する児童生徒がバリアフリーを実感し理解を深めることが主な目的となるため、フィードバックにおいては実施者が答えを誘導しないよう、なるべく参加する児童生徒が自らが気付くのを促すような声かけに配慮します。また、フィードバックにおいては、児童生徒自身が今日からできることを話し合うことも有効です。
- 児童生徒が学習した内容について、バリアフリーマップ等の形式にまとめ、学校や市役所、公共施設など地域の住民にも見える場所での展示や、授業参観での発表など、地域住民や学校の外部に向けて発信することで、児童生徒の学習意欲や達成感を高める効果が期待できます。

## ◆ フィードバックの施策への反映

実施結果のフィードバックは、ワークショップ等により課題と解決策を議論し、参加者の心のバリアフリーについての理解を深める取組が一般的ですが、さらにまち歩き点検等の実施結果を踏まえて、市町村が主体となって、マスタープランで設定した移動等円滑化促進地区における課題設定の具体化、基本構想のスパイラルアップにおけるハードのバリアフリー化、バリアフリーについての情報提供(バリアフリーマップの作成等)等の施策につなげる取組もあります。(バリアフリーマップの作成については『みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル』を参照してください。)

## バリアフリーマップの作成事例 <秋田県大館市>

大館市では、令和2年10月に「バリアフリーまち歩き点検及びマップの作成」が実施されました。まち歩き点検後に、振り返りとしてワークショップを実施し、その結果を踏まえて市のバリアフリーマップ(デジタル化)が作成されました。



### 3-6 多様なまち歩き点検等の取組

#### ◆ 学校教育と連携したまち歩き点検等の実施

学校連携教育事業として、将来の福祉のまちづくりの担い手となる児童・生徒・学生について「心のバリアフリー」についての理解を育み、さまざまな障害当事者等の多様性について理解を図ることを目的として、学校教育と連携したまち歩き点検等を実施します。



#### ここがポイント

-  企画、まち歩き点検の実施、フィードバックの各段階において、「心のバリアフリー」に関する教育カリキュラムと整合を図る必要があるほか、事前学習における説明方法等の工夫、タイムスケジュールや安全への配慮等について検討が必要になります。
-  小学生を対象とする場合は、児童の発達状況を踏まえ、中学年以上を対象とすることが望ましいと考えられます。

#### 児童を対象としたまち歩き点検等の実施事例 <福岡県田川市>

田川市では、令和2年10月に市内の2つの小学校において、4年生を対象に「バリアフリーマップ作成イベント」が開催されました。

イベントでは、社会福祉協議会の協力のもと、事前学習としての講演（テーマ：障害とは）や車椅子体験（各班1台ずつ、全員が体験）が実施されました。

また、市の中心部（田川伊田駅、田川後藤寺駅周辺）においてまち歩き点検を実施し、点検結果を白地図に書き込んで発表が行われました。

作成したバリアフリーマップは校内に展示したほか、授業参観において保護者に向けた発表も行われました。



講演



地図の作成

#### 「心のバリアフリー」の考えを地域へ発信する事例 <岩手県遠野市>

遠野市では令和元年10月に、市内小学校の5年生を対象として、まち歩き点検およびバリアフリーマップの作成が実施されました。

また、バリアフリーマップを作成して感じた「身近に潜むバリア」について、校内の学習発表会及び市内イベント「共生社会フォーラム」で実演（寸劇）を交えて発表し、「心のバリアフリー」の考えを広く発信しました。



学びの成果を発表



完成したバリアフリーマップ

## デジタル技術を活用したバリアフリー情報収集の事例

<兵庫県神戸市>

神戸市では、令和3年度に市内小学校の5年生を対象に、「総合的な学習の時間」において、バリアフリーまち歩き点検が実施されました。

事前学習として、障害当事者である車椅子利用者の協力のもと、小学生に対して「心のバリアフリー」の授業を実施し、障害の種別や障害のある方の困りごとがレクチャーされました。

まち歩きでは、歩道等の段差や幅員、傾斜、施設のバリアフリートイレやエレベーター、スロープ等のバリアフリー情報を白地図に記録し、教室に戻った後、学校のタブレットを活用して、記録したバリアフリー情報を国交省が提供している「歩行空間ネットワークデータ整備ツール」を利用して、デジタルマップ上にとりまとめ、報告会の形で地域住民へ発表する予定です。また、作成したデータは、誰でも閲覧することができるオープンデータとして公開する見込みです。

※授業の資料や取組内容の詳細について下記 URL で閲覧・ダウンロードが可能です。

「バリアフリー・ナビプロジェクト」×「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（学校連携教育事業）との連携について

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku\\_soukou\\_tk\\_000050.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000050.html)

歩行空間ネットワークデータ整備ツール（参考→P10）

[https://safe.menlosecurity.com/https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku\\_soukou\\_mn\\_000008.html](https://safe.menlosecurity.com/https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000008.html)

バリアフリーマップ作製ツール

[https://safe.menlosecurity.com/https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku\\_soukou\\_tk\\_000043.html](https://safe.menlosecurity.com/https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000043.html)



障害当事者の同行によるまち歩き点検



デジタルの地図上へバリアフリー情報の記入

## ◆ 地域の多様な主体が連携する取組

NPO法人等の各主体との協働事業として、**障害当事者や地域に在住・在勤するボランティアの協力を得て、まち歩き点検を実施**する事例もあります。まち歩き点検等の実施を障害当事者の参画のもとでの各関係者による対話の場と考え、**関係事業者や地域住民等を含むパートナーシップの契機**とする取組も有効であり、例えば官民が連携してバリアフリーのあり方をともに考え、交流を図る機会を創出するといった取組もあります。

## バリアフリー推進パートナーとの連携事例

<福島県福島市>

福島市では、バリアフリーの推進に関する市の取組の趣旨・目的に賛同し、連携・協力してもらえる民間事務所や団体を「バリアフリー推進パートナー」に認定しています（令和3年9月時点で267団体）。

まち歩き総点検においても「バリアフリー推進パートナー」などと一緒に点検し、現状の課題点などを共有しています。





## ◆ 基本構想のスパイラルアップ等の既存施策の展開につなげる取組

### 特定事業計画事業者を巻き込んだ進捗状況の確認事例 <奈良県香芝市>

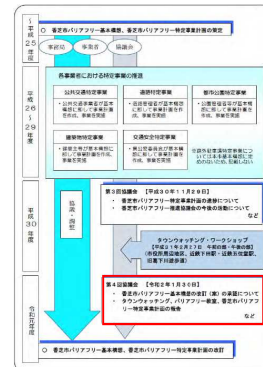
香芝市では、基本構想の改訂に着手するにあたり、平成31年2月に現地点検調査（タウンウォッチング）が実施されました。

現地点検調査（タウンウォッチング）は、特定事業の進捗確認や事業実施済み箇所の変更の更なるスパイラルアップを目的とし、特定事業計画事業者や障害当事者団体が参加しました。

市は現地点検調査（タウンウォッチング）の結果を踏まえ、令和2年3月に基本構想を改訂しました。



鉄道事業者の協力による  
駅の点検



基本構想改訂における現地点検調査  
（タウンウォッチング）結果の反映